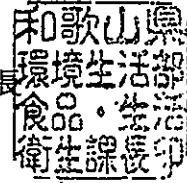




食生第 05300001 号
平成28年5月30日

福祉保健総務課長 様

食品・生活衛生課長



食中毒注意報発令の実施について

食中毒注意報については、細菌性食中毒が発生しやすい気象状態になった時に消費者及び食品関係事業者に対し、食品の取扱い等について注意喚起を行い、未然に食中毒の発生を防止することを目的として、発令してきたところです。

今年度も引き続き、食中毒注意報発令要領（別添1）に基づき、下記のとおり注意報を発令しますので、発令時に貴関係機関等への周知をお願いします。

なお、「防災わかやまメール配信サービス」（別添2）を利用して情報提供を行っておりますので、併せて周知願います。

記

- 1 実施期間は、平成28年6月1日（水）から9月30日（金）までとする。
 - 2 前日に食中毒注意報発令の必要性の有無を予測する。
 - 3 食中毒注意報は、発表の翌日午前0時から適用される。
- なお、注意報の有効期間は48時間とする

環境生活部 県民局 食品・生活衛生課
食品衛生班 担当：土谷
TEL：073-441-2624 FAX：073-432-1952



和歌山県食中毒注意報発令要領

1 目的

細菌性食中毒（以下「食中毒」という。）が発生し易い気象状態になった場合に、消費者及び食品関係者に対し、食品の取扱い及びその他食品衛生に関する注意を喚起し、もって食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生に対する意識の向上を図ることを目的とする。

2 発令者

和歌山県環境生活部長

3 実施期間

6月1日から9月30日まで

4 発令方法

環境生活部長は、次の発令基準に合致した場合、又はその他特に必要と認めた場合に食中毒注意報を発令する。

(1) 発令の基準

① 予測に必要な気象データ

和歌山地方気象台及び潮岬測候所	
要素名	単位
2日前の平均気温	0.1℃
当日の最大湿度	%
翌日の予想平均風速	m/s
翌日の予想降水量	0.1mm

② 予測式

$$Z_1 = 0.15720 \times (\text{2日前の平均気温}) + 0.00432 \times (\text{当日の最大湿度})^2 + 1.95154 \\ \times (\text{翌日の予想平均風速}) - 0.00642 \times (\text{翌日の予想降水量}) - 36.91089$$

$$Z_2 = 0.16763 \times (\text{2日前の平均気温}) + 0.00442 \times (\text{当日の最大湿度})^2 + 2.11159 \\ \times (\text{翌日の予想平均風速}) - 0.00803 \times (\text{翌日の予想降水量}) - 40.61677$$

北部については、上記①の和歌山地方気象台のデータを、南部については、上記①の潮岬測候所のデータを用いる。

上記の式において、それぞれの $Z_1 - Z_2 > 0$ ならば「非発生」、 $Z_1 - Z_2 \leq 0$ ならば「発生」となる。

(2) 注意報の有効期日（時間）

この注意報は発令の翌日午前0時から適用するものとし、その有効期間は48時間とする。なお、その後は自動的に解除されるものとする。

5 注意報発令時の連絡及び周知方法

(1) 食品・生活衛生課は、食中毒注意報発令と同時に別添1連絡図により関係各課、各保健所(支所)及び関係団体に、食中毒注意報発令を電話等により連絡する。

(2) 関係各課、各保健所(支所)及び関係団体は、速やかに関係各方面に連絡する。

(3) 食品・生活衛生課は、発令内容を別添2の様式により記録しておくものとする。

6 注意報発令時の措置

各保健所(支所)は、食中毒注意報の連絡を受けたときは、消費者及び食品関係者に対し、食中毒防止に関係する啓発活動を行うとともに、必要に応じて監視指導を行う。

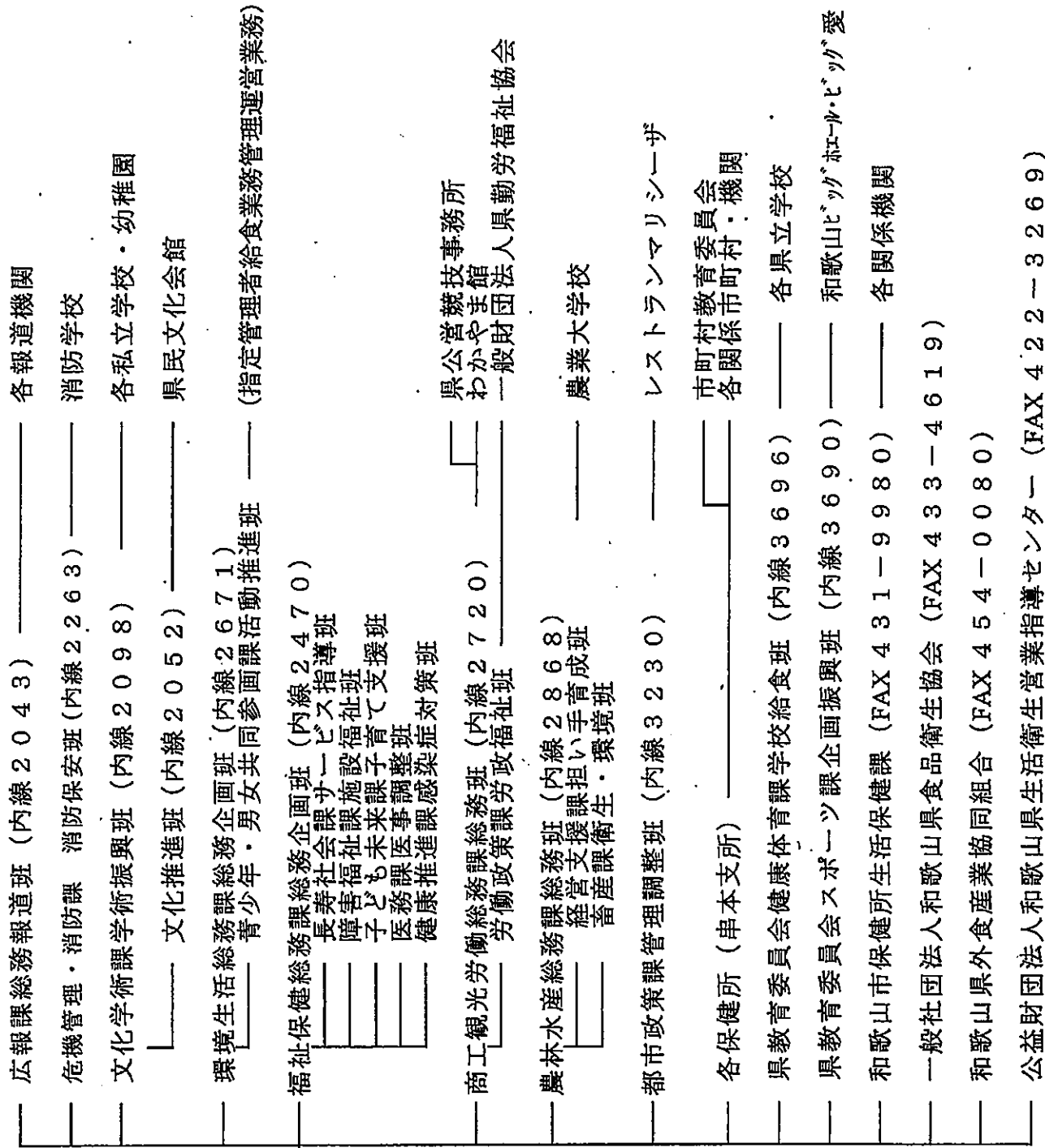
7 気象情報等の調査の記録保存

- (1) 気象情報の収集、確認及び調整は、原則として食品・生活衛生課において行う。
- (2) 調査した気象情報は、別添2の様式に記録し、注意報発令時のデータは赤字で記入するものとする。

8 施行期日

- この要領は、平成9年6月20日から施行する。
- この要領は、平成10年6月10日から施行する。
- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月15日から施行する。
- この要領は、平成27年5月12日から施行する。
- この要領は、平成28年5月30日から施行する。

食中毒注意報発令の連絡図



別添 2

食中毒注意報通報・受報記録

1 受報記録

受信日時	発信者氏名
------	-------

2 発令の基準
気象

和歌山地方気象台及び潮岬測候所	
要素名	データ
2日前の平均気温	
当日の最大湿度	
翌日の予想平均風速	
翌日の予想降水量	

北部 Z_1 () - Z_2 () =
 > 0 ならば「非発生」
 ≤ 0 ならば「発生」

南部 Z_1 () - Z_2 () =
 > 0 ならば「非発生」
 ≤ 0 ならば「発生」

3 注意報発令

発令日時	年 月 日 () 午後 時 分
注意報継続時間	年 月 日 () 午前0時から48時間
発令対象地域	和歌山県 北部 地域 南部

4 通知(通報)記録

通知(通報)先	電話番号	発信日時	受信者氏名
広報課総務報道班	2043		
文化学術課学術振興班	2098		
文化学術課文化推進班	2052		
危機管理・消防課消防保安班	2263		
環境生活総務課総務企画班	2671		
福祉保健総務課総務企画班	2470		
商工観光労働総務課総務班	2720		
農林水産総務課総務班	2868		
都市政策課管理調整班	3230		
県立各保健所衛生環境課	FAX		
新宮保健所串本支所保健環境課	FAX		
県教育委員会健康体育課学校給食班	3696		
県教育委員会スポーツ課企画振興班	3690		
和歌山市保健所生活保健課	FAX 431-9980		
(一社)和歌山県食品衛生協会	FAX 433-4619		
和歌山県外食産業共同組合	FAX 454-0080		
(公財)和歌山県生活衛生 営業指導センター	FAX 422-3269		

「防災わかやまメール」により 食中毒注意報の発令を情報提供します

○食中毒注意報とは

1 目的

細菌性食中毒が発生しやすい気象状態になったときに、注意報及び食品の取扱い等に関する情報を提供し、食中毒の発生を未然に防止することを目的としています。

2 発令者

和歌山県環境生活部長

3 実施期間

6月1日から9月30日まで

4 注意報の有効期間

発令の翌日午前0時から48時間とします。その後は自動的に解除されます。

○登録の流れ

迷惑メール防止機能の解除

ご登録いただく前に、防災わかやまメール配信サービス（下記ドメイン）からのメールが受信できるように設定してください。

「bousai.pref.wakayama.lg.jp」

「info@bousai.pref.wakayama.lg.jp」

携帯電話での詳しい設定変更については各携帯電話会社に、
パソコンでの詳しい設定変更については各プロバイダー会社等にそれぞれお問い合わせください。

bousai.pref.wakayama.lg.jp



登録の流れ、登録内容変更の流れ

① 空メール送信



regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp
上記アドレスに、そのままメールを送信してください。(件名・本文は不要です。)



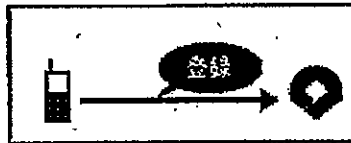
左の QR コードを携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。

2 返信メールが届きます



登録用 URL が記載されたメールが返信されます。

3 登録



登録用 URL にインターネット経由でアクセスし、情報を登録します。

4 登録完了



登録後に、登録完了通知メールが届けば、登録は完了です。

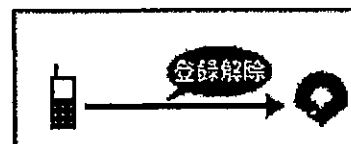
届かない流れ

1 ユーザ登録時の返信メールを準備



返信メール内に、解除用 URL が記載されています。

2 解除用 URL にアクセス



解除用 URL にインターネット経由でアクセスしてください。
これで登録が解除されます。

※返信メールを削除してしまった場合は、再度 regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp に空メールを送信することで、解除用 URL を取得することができます。

※登録内容の変更も、上記と同じ手順になります。

※登録内容の変更時、登録完了メールは届きませんので、ご注意ください。

○よくある質問

登録・解除の画面が出ないご質問を受けます。

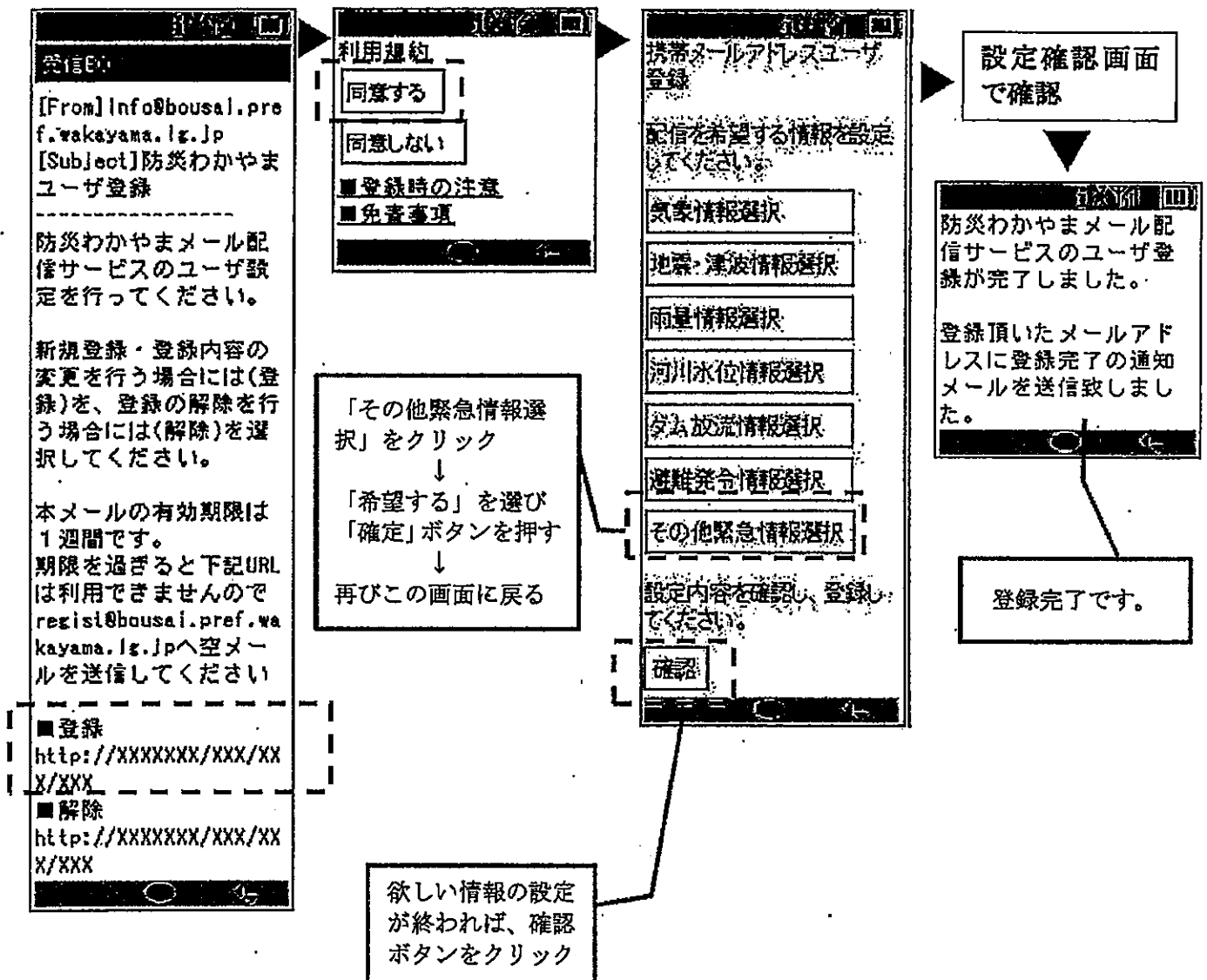
登録時には携帯電話の契約の際「インターネット等のサービスを受ける」設定をしていたが、サービスの解除を行ったため画面がでない可能性があります。

画面が出ない場合は、購入いただいたお近くの携帯ショップ等にお問い合わせください。

○防災わかやまメール配信サービスの免責事項、注意事項、その他詳細な設定方法につきましては、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html>

登録画面設定例



(防災わかやまメール配信文例)

平成 年 月 日 0時から2日間(48時間)、(対象地域)に食中毒注意報が発令
されます。

食品等の取扱いには、普段にも増して注意してください。

- ・調理前には、必ず手を洗いましょう。
- ・まな板、ふきん等は熱湯や消毒液で消毒しましょう。
- ・生ものや調理後の食品は冷蔵庫に保管し、早めに食べましょう。
- ・食品の加熱は、内部まで十分熱が通るまで行いましょう。
- ・肉の生食は控えましょう。
- ・生肉をつかむ時に使う箸と、焼いた後の肉をつかむ箸は分けましょう。

食中毒予防テレホンサービス

和歌山 073-441-2631

田 辺 0739-22-2012

和歌山県食品・生活衛生課

食の安全・安心わかやま メールマガジン

和歌山県では、食品に関する情報を消費者や事業者の方と県が共有し、それぞれの立場で食の安全・安心を確保するための取組を進めることに役立てていただくため、メールマガジンによる情報発信を行います。

このメールマガジンでは、食の安全シンポジウムや各種講習会の開催案内、HACCPに関する県の認証制度への認証情報、食品検査の結果、食中毒注意報など食品に関する情報をお知らせします。

消費者の方、事業者の方どなたでも登録できますので是非ご登録ください。

☆発行頻度及び内容

(1) 定期発行 月1回(毎月初旬)

- ・シンポジウム、タウンミーティング、各種講習会等の開催案内
- ・HACCPに関する県認証制度や認証事業者情報
- ・食品の検査結果
- ・ホームページの更新情報
- ・他機関からの通知や案内等 など

(2) 随時発行

- ・食中毒注意報
- ・自主回収情報(食の安全・安心わかやまHPに掲載した場合)
- ・その他緊急に情報発信する必要があるとき



☆読者登録の方法

メールマガジンの配信サービスを提供している『まぐまぐ!』のシステムを利用して発行します。次のURLへアクセスし読者登録を行ってください。

登録はこちらから

↓ ↓ ↓

<http://www.mag2.com/m/0001658552.html>



QRコードからもアクセスできます。

ご登録されると「まぐまぐ!」から「ウィークリーまぐまぐ」等が配信されてきます。不要な方は「まぐまぐ!」のホームページから解除してください。

携帯電話のメールアドレスをご利用の方は、ドメイン「mag2.com」からのメールが受信できるように設定してください。

問い合わせ先

県庁 食品・生活衛生課 担当: 福塚、貝塚

○電話: 073-441-2622 ○FAX: 073-432-1952

○郵便: 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

○Eメールアドレス: e0316001@pref.wakayama.lg.jp

☆食の安全・安心わかやまホームページ「<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/index.html>」でも随時情報発信しています。併せてご覧ください。